

本校における学校のきまり見直しのサイクル

京都市立第三錦林小学校

本校では、校内に教職員による校則検討委員会を設置し、以下の見直しサイクルで児童が主体となる校則の見直しを進めていきます。

時 期	取 組
1 2月まで (随時)	・ 児童会から 全校児童への
1 2月・1月	・ 教職員で学校の決まりの見直し内容を検討 ・ 見直し計画の作成
2月	・ 必要に応じて児童会や児童からの意見を集約
3月	・ 見直し案の策定 ・ PTA や学校運営協議会の委員から意見聴取 ・ 学校のきまりの策定
4月～5月	・ 学校ホームページ等に公表 (更新)